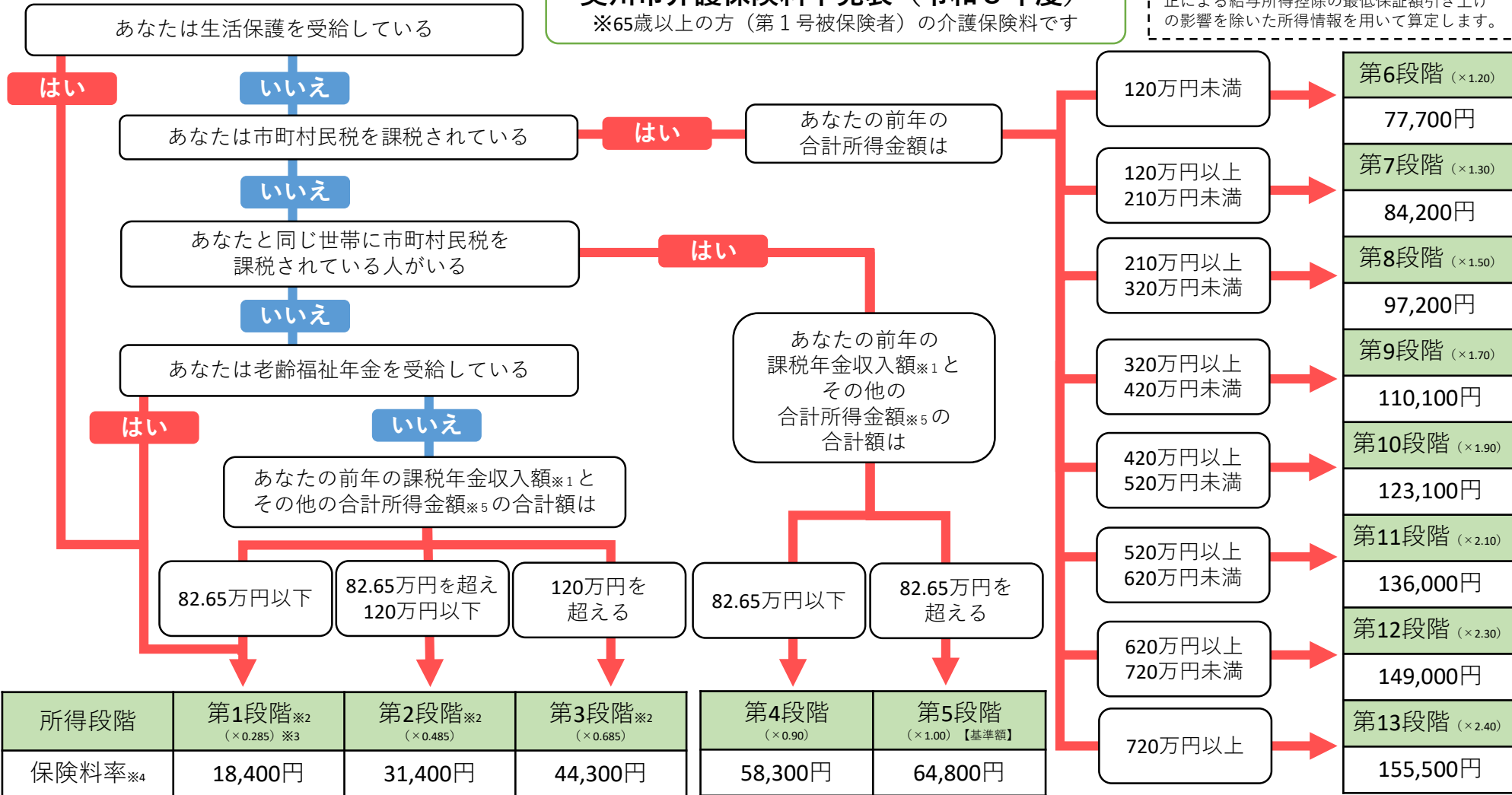


奥州市介護保険料早見表（令和8年度）

※65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料です

令和8年度保険料に限り、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保証額引き上げの影響を除いた所得情報を用いて算定します。



※1 課税年金収入額は、公的年金（遺族年金、障害年金など所得税の課税対象とならない年金を除く。）の総支給額をいいます。

※2 本来の保険料率は、第1段階29,400円（×0.455）、第2段階44,300円（×0.685）、第3段階44,700円（×0.690）ですが、低所得者への保険料軽減措置により減額しています。

※3 各所得段階のカッコ内の数字は調整割合で、保険料の基準額64,800円に対する割合を表しています。

※4 保険料率は、各段階の1人当たりの1年間の保険料額であり、年度の途中で資格を取得した場合は月割計算をします。

※5 市民税非課税者（保険料段階第1～第5段階）に関する保険料所得段階の算定は以下のとおりです。

①所得金額調整控除の適用がある場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得に所得金額調整控除額を加えた額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）。

②所得金額調整控除の適用がない場合…その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得額から10万円を差し引きます（差し引いた後の額が0円を下回る場合は0円）。